

平成 23 年度の掛金率について（お知らせ）

平成 23 年度の掛金率の改定について、23 年 1 月 18 日に開催された共済運営委員会において、審議され、下表のとおり了承されましたのでお知らせします。

①40 歳以上 65 歳未満の加入者（ ）内は、平成 22 年度の掛金率（％）

区分	短期掛金率					長期掛金率				合計
	短期 給付分	介護分	事務費分 (※)	福祉 事業分	計	長期 給付分	事務費分 (※)	福祉 事業分	計	
甲種 加入者	6.52	0.984 (0.918)	0.055 (0.08)	0.125 (0.12)	7.684 (7.638)	12.938 (12.584)	0.055 (0.08)	0.125 (0.12)	13.118 (12.784)	20.802 (20.422)
乙種 加入者等	6.52	0.984 (0.918)	0.055 (0.08)	0.195 (0.19)	7.754 (7.708)	—	—	—	—	7.754 (7.708)
丙種 加入者	—	—	—	—	—	12.938 (12.584)	0.055 (0.08)	0.195 (0.19)	13.188 (12.854)	13.188 (12.854)
任意継続 加入者	6.52	0.984 (0.918)	0.055 (0.08)	0.125 (0.12)	7.684 (7.638)	—	—	—	—	7.684 (7.638)

②40 歳未満の加入者及び 65 歳以上の加入者（ ）内は、平成 22 年度の掛金率（％）

区分	短期掛金率					長期掛金率				合計
	短期 給付分	介護分	事務費分 (※)	福祉 事業分	計	長期 給付分	事務費分 (※)	福祉 事業分	計	
甲種 加入者	6.52	—	0.055 (0.08)	0.125 (0.12)	6.7 (6.72)	12.938 (12.584)	0.055 (0.08)	0.125 (0.12)	13.118 (12.784)	19.818 (19.504)
乙種 加入者等	6.52	—	0.055 (0.08)	0.195 (0.19)	6.77 (6.79)	—	—	—	—	6.77 (6.79)
丙種 加入者	—	—	—	—	—	12.938 (12.584)	0.055 (0.08)	0.195 (0.19)	13.188 (12.854)	13.188 (12.854)
任意継続 加入者	6.52	—	0.055 (0.08)	0.125 (0.12)	6.7 (6.72)	—	—	—	—	6.7 (6.72)

<区分>

甲種加入者…短期・長期適用者。

乙種加入者等…乙種加入者(短期のみ適用者)、協定特例加入者、放送大学・法科大学院への公務員派遣加入者。

丙種加入者…長期のみ適用者。

任意継続加入者…退職後短期のみ適用者。

◎掛金の負担は、従来どおり、甲種・乙種・丙種加入者については加入者と学校法人等が折半負担、任意継続加入者については全額加入者負担となります。

◎都道府県補助金は、標準給与の月額に係る長期掛金に対して補助されます。賞与等の額に係る長期掛金に対して補助はありません。

※事務費分掛金率は財務省と協議中です。